

第 15 号議案

関西広域連合の休日を定める条例制定の専決処分について承認を求める件

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合の休日を定める条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年1月15日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合の休日を定める条例の制定について

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合の休日を定める条例を制定する必要が生じたが、連合議会が成立していないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成22年12月4日

関西広域連合長 井戸敏三

記

関西広域連合条例第2号

関西広域連合の休日を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第4条の2第1項の規定に基づき、関西広域連合（以下「広域連合」という。）の休日を定め、併せて広域連合の機関に対する申請等の期限の特例を定めるものとする。

（広域連合の休日）

第2条 次に掲げる日は、広域連合の休日とし、広域連合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、広域連合の休日に広域連合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期限の特例）

第3条 広域連合の機関に対する申請、届出その他の行為の期限で、条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが広域連合の休日に当たるときは、広域連合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。